

# 富山市上下水道局告示第166号

## 入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和4年8月22日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工事名	富山公共下水道浜黒崎浄化センター第一系列水処理設備改築（その2）機械設備工事	
工事場所	富山市浜黒崎地内	
工事番号	公共39	
工事完成期限	令和6年2月22日	
工事概要	1 反応タンク設備 1式 2 床排水設備 1式	
予定価格	232,800,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審査基準日	入札参加資格の審査は、令和4年9月2日時点の事実をもって行うものとする。	
入札参加形態	特定建設工事共同企業体（3事業者で結成したもので、共同施工方式によるもの。以下「共同企業体」という。）	
入業種	機械器具設置	

札 参 加 資 格	<p>代表構成員の要件</p> <p>1 富山市に機械器具設置の入札参加資格があること。</p> <p>2 審査基準日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で通知された機械器具設置工事の総合評定値（P）が1,100以上であること。</p> <p>3 1級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門）又は機械器具設置業に関して建設業法第15条第2号口若しくはハに該当する資格を有する者（以下「1級管工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」とい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>4 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、機械器具設置工事についての特定建設業の許可を受け、かつ、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>5 契約時において、3の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3のただし書及び4に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。</p> <p>6 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。</p>
-----------------------	--

7 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の計画最大汚水量150,000m<sup>3</sup>/日以上を有する終末処理場に関する機械器具設置工事の元請（共同企業体にあっては代表構成員に限る。）として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。

その他構成員1の要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主たる営業所が富山市の区域内にあること。</li> <li>2 富山市に機械器具設置の入札参加資格があること。</li> <li>3 1級若しくは2級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門）又は機械器具設置業に関して建設業法第15条第2号口若しくはハに該当する資格を有する者、又は建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する資格を有する者（以下「2級管工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</li> <li>4 契約時において、3の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</li> <li>5 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の下水道施設に関する機械器具設置工事の元請としての施工実績があること。</li> </ol>
------------	--

その他構成員2の要件	<p>1 主たる営業所が富山市の区域内にあること。</p> <p>2 富山市に機械器具設置の入札参加資格があること。</p> <p>3 2級管工事施工管理技士等を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>4 契約時において、3の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、専任等の当面の取扱いの適用を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>5 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の機械器具設置工事の元請としての施工実績があること。</p>
調査基準 価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 代表構成員は1級管工事施工管理技士等を、その他構成員1及びその他構成員2は、それぞれ2級管工事施工管理技士等を専任で配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 代表構成員は、1級管工事施工管理技士等を、その他構成員1及びその他構成員2は、それぞれ2級管工事施工管理技士等を、さらに、構成員のいずれから1級管工事施工管理技士等を専任で配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。</p>

共同企業体の結成に関する留意事項	<p>次の各号のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 代表構成員、その他構成員1及びその他構成員2それぞれ1者による3者で構成されていること。</p> <p>(2) 構成員は、この工事について他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(3) 代表構成員は、構成員中最大の出資比率を有するものであること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率がそれぞれ20パーセント以上であること。</p>
その他	富山公共下水道浜黒崎浄化センター第一系列水処理設備改築（その2）電気設備工事の入札の落札者は、この入札の落札者（共同企業体の構成員を含む。）となることができない。
提出書類	入札の際、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について4(1)ア、イ、ウ、エ及びオに掲げる提出書類のほか、電子入札用委任状を入札書の受付締切日時までにファクシミリ等により入札及び契約を担当する課へ提出すること。
入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課 FAX番号076-432-8635
契約条項等の閲覧期間	令和4年8月22日から同年9月2日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和4年8月22日から同月29日まで
質問に対する回答期限	令和4年8月31日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札

入札書の受付締切日時	令和4年9月2日午後5時00分
開札日時及び場所	令和4年9月6日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用しない。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有 今年度における請負代金の支払の限度額は、契約額の概ね10分の5とする。